

## 民事裁判控訴審を終えて

北広島市 土場 一彦

交通事故の遺族が提訴する民事裁判は損害賠償請求訴訟となり、結果として賠償額の大小を争う訴訟に帰着します。その結果(命を金銭で買う行為)自体に虚しさが伴い提訴する意志や目的さえ見失うことが、多くの遺族の置かれた精神状態です。

私達家族も息をすることさえ苦しい中で、何に對峙すべきか途方に暮れていました。ただ、私達は事件の真相についての正しい司法判断を求めること、不条理に奪われた命を軽んじる社会の認識に対しても、公的な手段で結果を残して示すことが、当事者としての責務、息子への責任だと考えてこれまで民事裁判に臨んで参りました。

民事裁判控訴審の判決(札幌高裁7月16日)を受けた現時点の思いを、経過を含めて述べさせていただきます。

### ■ 事件への思い

私達の長男 俊彦が遭遇した事件は、2001年8月18日に3人の友達と出掛ける途中の歩道上で起きた出来事です。子供達は歩道上を自転車でゆっくりと走行していましたが、対向して上り坂の車道を走行してきた加害者の車が20cmの段差の歩道に乗り上げ、進行方向前方の擁壁への衝突を敢えて避け、子供達に向かってハンドルを切り、ブレーキも踏まずに子供達を次々と跳ね飛ばし、50mあまり歩道上を暴走して街路樹に衝突しやっと停止する、という態様の事件でした。加害車両は歩道に乗り上げてからも何の回避行動もとらず、乗り上げた地点から30m以上も先の子供達に向かっていくという、まさに通り魔のような悪質な事件でした。このことによって、俊彦は2時間後に9歳7ヶ月の短い生涯を終わらされ、友達の後遺障害を残す重傷を負わされたのです。

この様な態様の事件も車であるが故に、事故として捜査された上、刑事裁判では加害者の証言に基づく実況見分を拠り所に審議が進められました。一方、刑事裁判控訴審では目撃者による再実況見分が証拠として追加されましたが、それぞれの調書での衝突箇所が30mも違うものであるにもかかわらず、被告の『覚えていない』『悪質な事故じゃない』という証言や権利だけが突出して守られ、一審での判決以上の判断はされませんでした。結局、どうしてこのようなことが起こりうるのか、という真相を俊彦に報告できずに刑が確定してしまいました。この点で刑事裁判は被告が述べる事実を裁く機会で、被害者が納得できる真相とはかけ離れたものでした。

### ■ 民事裁判の目的

私達が民事裁判で求めたものは、事件態様に関わる事実、真相の追求です。加害者からの事件の説明が一切ない上、刑事裁判での公訴事実が極めて希薄であった為、自ら原告として尋問を行って真相を俊彦に報告したかったからです。また、不条理に命を絶ちきられた俊彦の可能性を示談という交渉で決めつけられることは、親として出来ることでは有りませ

んでしたし、命を安易に扱う誤った社会の認識を変えなくては、交通事故を取り巻く状況も何も変わらないと考えたからに他なりません。

このため、命の尊厳が軽んじられて、遺族の思いが無視されている現状の損害賠償の仕組み自体を変える事も大きな目的としました。

### ■ 提訴の内容

亡くなった者への賠償は、現行の裁判所の判断からすると逸失利益、慰謝料、積極賠償(葬儀費用等実費)で構成されます。私達はこの大枠の仕組みの中で提訴の目的を反映させる為、以下の内容で主張を行いました。

①逸失利益—逸失利益とは生きていれば将来働いて得られたであろう賃金ということですが、一時金として賠償される場合、利息控除が為されます。この点の係数である中間利息控除率を法廷利息率5%ではなく3%適用を求めました。

②慰謝料—定期金賠償として30年間月命日毎に慰謝料の分割支払いを求めました。

上記①の点は、現在被害者が経済的負担を強いられている、かつ命の尊厳を軽んじている最大の問題を改善する手段で、②は奪った命に生涯かけて向き合ってもらう手段であると考え、悪質な事件の真相に対する判断と共に、仕組みの改正に対する判断を求めたのです。

### ■ 民事判決結果の要旨

民事裁判では私的鑑定結果・被告人尋問・原告(本人)尋問を通して、私達が知り得る真相についての判断を求めて故意に匹敵する事件の悪質性を主張しましたが、実は踏み込んだ判断は避けられました。この点で納得出来ない思いを抱えていますが、一審・控訴審を通じて、逸失利益算定における中間利息控除率3%の適用、慰謝料の30年間月命日毎の分割支払いが認められる判決が得られました。現状の損害賠償の仕組みを改善するという点で、高裁において初めて下された画期的な判決でしたので、提訴の目的はある程度果たされたと感じていました。しかし、控訴審判決後、被告からの上告を受け、審理が最高裁へと移されることとなっています。

### ■ 控訴審判決後の思い

前述の経過を辿って民事裁判の控訴審判決に至りましたが、被害当事者が判決までを求めて係争を続けることは大きな精神力が必要です。

刑事裁判では賠償が保証されていることが情状酌量的手段に使われるのに、その実態は被害者・遺族をさらに追いつめるような不条理の中にあります。そのことに向き合うことは当事者にしか分かり得ない苦しみの連続です。俊彦への思い、それだけが残された親である私達の支えでした。またこの間に、中村誠也、青野渉両弁護士のサポートが無ければ、提訴した時の意志を維持することも難しかったように思います。

今は、俊彦の為に、多くの被害者の為に、最高裁においても価値ある判決に結びつくように、精一杯向き合っていきたいと思っています。

## 札幌高等裁判所、平成16年7月16日（土場さんの民事）判決について

弁護士 青野 渉

今回の土場さんの事件の判決は、2つの点で、被害者にとって意味のある判決だと思います。

### 1 慰謝料の月命日払い判決について

一つ目は、慰謝料を、30年間月命日ごとの定期金分割支払いの命令を認めている点です。

死亡した人の損害賠償について、民法は、金銭賠償の原則を定めていますが、具体的な支払方法について、一括払いにするか、分割払いにするかは、特に定めていません。したがって、被害者側が、加害者に事件を忘れて欲しくないという気持ちから命日支払を希望する場合には、裁判所は、そのような原告の希望を否定することはできない、として今回の判決は命日払いを認めました。

交通事故の場合には、被害者は事故のことを忘れられずに苦しむ一方で、加害者のほうは刑事手続きさえ終われば賠償問題は保険会社任せで、事故のことを忘れてしまい、自分が被告である民事裁判にもまったく出頭しないというケースが大半です。命日支払の判決は「保険で払うから、それで被害者に対する責任を果たしている。」という加害者（あるいは一般社会）の考えに対し、一石を投じるものだと思います。

### 2 逸失利益の算定について

二つ目は、賠償金の算定方法に関する裁判基準を変える判断です。

岩波新書に「交通死」という本があります。この本は、娘さんを交通事故で亡くされた経済学者の二木先生が、被害者を無視してすすめられる刑事事件、民事事件の経験を通じて、裁判所や弁護士や保険会社のあり方を鋭く批判している本です。もし、お読みでない方がいれば、是非、一読をおすすめします。二木先生は、民事裁判を弁護士をつけずに闘ったそうです。この本は、弁護士にとっては、とても「耳の痛い話」がたくさん書いてあります。そのうちの一つが、裁判所と弁護士が作った「賠償額算定方式」の「ひどさ」です。私は6年前にこの本を読んで以来、多くの裁判で、賠償額算定方式の「ひどさ」を訴えてきましたが、なかなか認められませんでした。今回、はじめて高等裁判所でこれを認めていただくことができました。

この問題は、一般の方にはなかなかわかりにくいのですが、とても重要な問題ですので、若干説明させていただきます。

現在の裁判では、死亡事故による損害賠償の中心は「逸失利益」（亡くなった方が生きていれば一生に得られたと思われる所得のこと）です。しかし、裁判所が行う逸失利益の算定方法は、実は、とても不合理な方法なのです。

例えば、10歳の男の子が死亡した場合、普通の裁

判官は、次のように計算します。まず、統計資料に基づいて被害者の「平均年収」を決めます。例えば、統計資料による男子労働者平均賃金が500万円であれば、平均年収を500万円として、18歳から67歳までの49年間にわたって、500万円ずつの年収が得られたと考えます。次に、死んだことによって「生活費がかからなくなった。」ので、この分は差し引きます。男子の場合は50%とされています。ですから、18歳から67歳まで、250万円ずつの損害が発生した、と考えます。

ここまで書くと、「逸失利益」は、250万円×49年間＝1億2250万円と思うかもしれませんが、そうではありません。亡くなった男子が実際に収入を得るのは将来のことです。将来もらうべきお金を、今もらってしまうと、そのお金を定期預金などで運用して、その利息分だけ、被害者が「得をする。」と裁判所は考えるのです。そこで、裁判所は利率を5%複利として、250万円から差し引くのです。このように利息を差し引くと、例えば、18歳のときの収入250万円は8年分の利息を差し引いて約169万円、40歳のときの収入250万円は30年分の利息を差し引いて約58万円と換算されます。要するに、58万円を30年間運用すれば250万円になる、と考えるわけです。こうして換算すると、18歳～49歳の全逸失利益は、合計約3228万円になります。

この計算、どこがおかしくないでしょうか？

一つ目は、利息の利率です。被害者は、本当に年5%で運用できるでしょうか？ 銀行の定期預金に預けても金利は0.1%にも満たないのです。ところが、裁判所は「被害者は5%複利で増やすことができる」と考えて差し引くのです。裁判所は、不可能なことを被害者に命じているのです。

二つ目は、賃金水準です。例えば、昭和40年の統計では男子の年収は70万円ほどでした。したがって、当時10歳で、脳障害で1級の後遺症を負ったAさんのケースで考えてみると、Aさんは、18歳から67歳まで年収70万円だという前提で計算されます。しかし、例えば、平成12年には、Aさんは45歳になりますが、平成12年の賃金センサスでは、男子の平均年収は560万円なのです。裁判所は、昭和40年の時点で「あなたの年収は一生70万円です。」と決めてしまっているのです。

これは、誰が考えてもおかしなやり方です。土場さんの裁判では、二木先生にもお願いして、意見書を書いていただき、「いままで裁判所のやってきた方法はおかしい。」と訴えました。その結果、高等裁判所では、運用利率を従前の裁判基準の5%ではなく、3%で判断したのです。これにより、逸失利益の額は、従前の裁判基準の約1.7倍となりました。

高等裁判所で3%を運用利率とする判断がなされたのは全国初です。これは死亡の場合だけではなく、後遺症の場合の逸失利益の計算でも、将来の介護費用の計算でも、同様であり、その意味でも、画期的な判断です。

### 3 遺族が民事訴訟をする意味について

交通事故の民事訴訟は、遺族にとってはとても辛いものです。遺族はお金が欲しいわけではなく、「賠償金請求訴訟」をすることは、遺族にとっては、時として、不毛なことに感じられると思います。

しかし、保険会社の提示する金額は、裁判所の基準よりもさらに低く、私の経験の範囲で申し上げれば、裁判基準の半分くらいのことが多いのが事実です。そして、「事故をゼロにするためにかかるコスト」よりも「年間1万人の賠償金を払うコスト」のほうが「安上がり」という認識が、保険業界や自動車業界、さらにはクルマ優先の社会全体にあるように思えてなりません。これは異常なことです。命を安くみるから、安全が軽視されてしまうのではないのでしょうか。

土場さんのご遺族は、事故の真実を知りたいと思って、民事裁判を闘ってきました。大変辛い裁判だったと思います。しかし、失われた命を安くみることで成り立っているクルマ優先社会に警鐘を鳴らすという意味で、大きな意味がある裁判だったと思います。

加害者側が上告したので、この問題は、はじめて、最高裁判所で審理されることになりました。

以上

## 報告 要望事項の実現を目指して

### 5月10日 道警本部交通部との意見交換会

以前より要望していた懇談会が初めて実現。交通企画課宮谷課長はじめ、交通指導課も出席した中で、事故捜査や事故絶滅の課題について意見交換されました。被害者の会からは8人の世話人が出席。要望事項に基づき、科学的で公正な捜査や被害ゼロのための施策を要望しました。

### 6月9日「交通事故問題を考える国会議員の会」で交通事故調書の開示を訴える

衆議院議員会館で行われた超党派の議員の勉強会のテーマは、ドライブレコーダーと情報開示でしたが、「交通事故調書の開示を求める会」から、北海道の実状を訴えるという趣旨で発言の機会が与えられ、前田が要望事項にもある、捜査情報の早期開示を強く訴えました。

### 7月29日 弁護士会の研修会で訴え

札幌弁護士会の犯罪被害者支援がテーマの研修会に、講師の依頼を受け、世話人を中心に9人で参加しました。

当日は約40人ほどの弁護士さんを前に、「被害者の方に二次被害を与えないために」というテーマで、小野副代表と水野美、荻野両世話人が、被害者・遺族は、真実と、謝罪と厳罰を望むという心情や、体験を通しての実態を語り、親身になった支援を訴えました。終わりに、弁護士会の方から「(犯罪)被害者支援はこれまで不十分であった。賠償による回復という観点だけでなく、社会正義、基本的人権という視点で取り組んでいきたい」という旨の発言があり、元気を得て帰路につきました。

## 会員からのお便り

\*\*\*\*\*

## 総会への出欠はがきから

★いつも会報の作成他ご苦勞様です。毎回沢山の方の手記等を読み、悲しみと憤りでいっぱいです。私の兄の加害者は実刑判決後私たちの前に現れる事もなく、事故から10年、今はどこで何をしているのやら。人間として許せない、いつも思います。(札幌市 T.M.)

★愚痴になるも、子どものバイク事故死から42年経つだろうか。あの時代が悪かったのか加害者は未成年、無免許、酒気帯びで自賠責制度なし、親能力なし、事故開示なしでは癒されるもの一つもなし。子供の50年祭が先か親が先か。生きている限り子を思う日々。この無念さをどこにぶつけてよいやら。(道央 K.E.)

★事故から9年になるのに身体半分右の指先まで鎮痛剤でがんばっています。いつか歩けるようになって交流会に出席したく思います。(道東 M.T.)

★残念ながら出席できません。皆様のご多幸をお祈りします。(札幌市 S.Y.)

★16年前の交通事故の後遺症による痛みで悩まされ、歩行が辛くなったのでよろしくお祈りします。(道東 K.T.)

★事故のことばかり考えてると、堂々めぐりなので、ワン

ステップとして精神障害者授産施設でパンの製造の仕事をしています。事故のため、多発性脳梗塞になりました。

(道南 I.R.)

★弱い立場の人が苦しめられています。これからもサポートを是非お願いします。(札幌市 O.K.)

★今回も出席できず残念です。次回の会報お待ちしております。皆様もお体大切にお暮らし下さいませ。(道南 Y.S.)

★足が悪く遠出は困難です。欠席致します(道南 T.T.)

★皆様の活躍を期待致します。(道央 M.T.)

★皆様お元気ですか。いつもご案内ありがとうございます。都合がつかず出席できませんが、いつか又、お逢いできる事を楽しみに。(札幌市 T.E.)

★申し訳ありません。今年は行けません。(道北 N.H.)

★いつもご苦勞様です。何のお手伝いもできず申し訳ありません。6月に子供が産まれる予定です。(道北 S.M.)

★今回父の具合が悪いため、様子を見ています。出席できず申し訳ありません。(道北 Y.Y.)

★友人の結婚式と重なり出席できません。(札幌市 T.M.)



## 訴え 「交通事故調書の開示を求める会」の活動に協力を

北広島市 土場 一彦 「交通事故調書の開示を求める会」事務局

昨年来、交通事故調書の早期開示を目的として活動を進めて参りましたが、6月9日より新たに「交通事故調書の開示を求める会」の活動を開始しました。「交通事故調書の開示を求める会」は、交通事故の被害当事者が被る“真相を知らされないことに対する二次被害”を無くする為に、被害者当事者に立脚した仕組みの改正を求めています。

### ◆ 真相を知らされないことに対する二次被害

交通事故の被害者・遺族となってしまった私達は、事故の原因・真相がどのようなものであったかを当事者でありながら知ることが出来ません。それは、不幸にも亡くなってしまったり重度の障害を被って、事実を伝える術もなくなってしまった家族から真相を聞けないばかりか、加害者はもとより捜査機関からの詳しい説明を受けることもないからです。

交通事故の被害当事者となってしまった時、私達は事故の態様とその重大な結果から、公正な捜査のもとに起訴処分がなされ、公判で真相が明らかにされると信じて疑がありません。しかし、多くの事故が被害当事者の知らないところで不起訴となったり、たとえ起訴されて公判になったとしても被害当事者は傍観するだけで、加害者の一方的な証言に基づく事故調書だけが証拠とされて、真相とはかけ離れた事実で裁かれることが多いのです。

大切な家族の命を失った悲しみと苦しみにくれる遺族や被害者家族は、どのような根拠で起訴・不起訴となるのかの事由さえ知ることが無く、事故の真相を知ることが出来ないことで被害者の尊厳が傷つけられることに、著しい不条理を感じて悩み続けるのです。

### ◆ 現状の制約

警察および検察庁の捜査機関では、交通事故被害者・遺族に交通事故調書を開示しない理由を刑事訴訟法の第47条「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」の条文規定に従っているとしています。また、交通事故の捜査は警察の専管事項となっており、労災事故や医療事故のように被害者・遺族が証拠を保全することも出来ず、事故調書を開示しないことを加害者や目撃者等のプライバシー保護を理由とされることも常です。しかし一方で、起訴が確定し公判請求をした場合、加害者側だけが

公判以前に事故調書を入手出来るばかりか、不都合な証拠については提出を不同意にする権利も担保されています。被害当事者が“せめて公判で真相を”と望んでいても、不同意にされた刑事記録が開示されることはありません。また、先頃、法務省から不起訴事件の供述調書等を特定の要件(民事訴訟の裁判所からの要請等)のもとに開示する方針が打ち出されましたが、運用には様々なハードルが課せられているなど、被害者当事者の権利が十分に反映されたものではありません。

### ◆ 事故調書開示の要請と会の活動

このように交通事故の被害当事者は不公正な扱いで処遇され、一方的に真相を知る権利を剥奪されているのです。情報開示請求権と犯罪被害者の権利は、国民が共有すべき最低限の権利です。警察の捜査のもとで作成される交通事故調書が、検察庁に送致される前の早期の段階で当事者に開示される仕組みは、刑事訴訟法で言う“公益上の必要その他の事由”を侵すものではないはずですが。

このため、会では実況見分調書、加害者供述調書、目撃者供述調書、鑑定報告書(鑑定を実施している場合)等の交通事故調書を警察の捜査段階(送検以前の)での開示を求めています。これらの情報が被害当事者に早期に開示されることは、捜査の透明性・公平性を確保することや刑事裁判と民事裁判とでの事故態様の判断が著しく異なるといった不条理を無くし、裁判の迅速化に寄与するばかりでなく、なによりも被害当事者が被る“真相を知らされないことに対する二次被害”を防ぐことになるのです。

具体的な活動としては、署名活動やアンケート調査による被害当事者の実態把握等を取りまとめて、政府、行政機関に陳情、また、国会議員との勉強会等を通じて”事故調書の開示”の実現を目指していきます。

開示を求める会では趣意にご賛同を頂き、署名、アンケート等への協力頂ける方を「賛同者」として、今後の活動の連絡をさせて頂いております。ぜひとも御理解と御協力を賜りますようお願い致します。

署名用紙などは下記ホームページにあります

<http://www.chousho-kaiji.com>



2004.4.10 ~ 2004.8.10.



### 《会合など》

- 4月10日 会報14号発行
- 4月12日 世話人会・例会
- 5月6日 臨時世話人会
- 5月10日 世話人会・例会  
道警との意見交換会
- 5月15日 2004年定期総会、交流会
- 6月9日 世話人会・例会
- 7月14日 世話人会・例会
- 7月29日 札幌弁護士会の研修会に出席

### 《訴えの活動》

- 「心に響け被害者の声100万人講習」など
- ▲ 4/9 北海道医療大学 4/21 北海道ハイテク  
テクノロジー専門学校 5/19 千歳高等学校
  - 6/22 空知教育局交通安全教育推進会議
  - 7/13 岩見沢東高校定時制(前田)
  - ▲ 5/7 岩見沢東高校 6/25 みらい建設工業
  - 7/5 北海学園大学 7/8 札幌矯正管区教育  
課(小野)
  - ▲ 5/31 千歳高校定時制 7/2 日高教育局交通  
安全教育推進会議(佐川)
  - ▲ 7/22 砂川市町づくり委員会(伊藤)

処分者講習での講師

4/23 小野 5/27 水野 6/18 荻野 7/23 内山

※体験講話をされた方は事務局に一報を下さい

### ～ 編集を終えて ～

◆前号(会報14号)で報告した改正道交法は6月3日に成立しました。現在施行令の改正試案が出されており、年内にも施行されるとのことです。◆中型免許新設と大型免許の受験資格年齢の引き上げ、飲酒運転の呼気検査拒否に対する罰則引き上げなど、一定の評価できる内容も含まれていますが、極めて不十分な改正と言わなくてはなりません。◆その中でも、携帯使用の問題について憤りを感じます。実

効のある罰則規定をとる期待は全く裏切られました。◆改正道交法では、車中の携帯電話や画像表示装置を「手で保持して」通話のために使用したり、画像を注視した者が罰則の対象というのです。◆運転中に携帯電話を使っても、両手を自由にできるイヤホンマイクを装置して「手に持たなければ」取り締まりの対象にもならないのです。◆まさに骨抜きです。これを機にイヤホンマイクの売り込みに意気込む業者もあるそうです。◆新聞やTVが、『集中力そぐ』なお指摘も(「道新」6/4)、「脳にも影響、『ながら運転』の危険」(「HBC」7/3 放映)などと特集し、安全について警鐘を鳴らしたのは当然です。◆その中で、専門家も次のように指摘します。「マイクを使ったとしても通話によって集中力がそがれる問題に変わりはなく、取り締まりの対象にしてもらいたい」(道自動車短大、茄子川教授「道新」6/4) ◆「ながら運転はヒトの脳の『注意の配分』を混乱させ、目は開いているが見ていない状態になる」(北海道大学医学部、澤口教授「HBC」7/3 放映) ◆6年前、携帯電話使用で前方不注視となった運転者にご主人を奪われた副代表の内山孝子さんは、テレビ局の取材に「(携帯を使っている運転者に)『何をしているの』とどなってやりたい気持」と答えていました。◆最近特に、携帯を「手で保持して」クルマを走らせる運転者が目に付きます。真剣に「被害ゼロ」への対策をとろうとしない社会は一体何なのでしょう。◆考えてもみて下さい。自動式回転扉がいくら便利でも、死傷事故が1件でも起きれば社会的問題となり、その使用が見直されるのです。◆携帯電話使用で年間2500件もの死傷事故が発生(うち死亡事故は昨年の場合34件)していると言われる。加害者は隠しますから、実際にはもっと多いでしょう。◆命や人権を犠牲にしても、あくまで便利さのみを追求する倒錯した「クルマ優先社会」。これが真に見直される日はいつになるのでしょうか。(前)



- ◆ 5回目の公開シンポジウム「フォーラム交通事故V」は、11月5日(金)13:30~「かでる2・7」(北2西7)で、テーマは「高齢者を交通事故から守るために」(仮題)を予定しています。詳細は後日お知らせします。
- ◆ 例会に気軽にお越し下さい。  
これまでは毎月10日でしたが、6月より毎月の第2水曜日13時~15時、事務所です。また毎週水曜日の午前中(10時~13時)は世話人が当番で出ているので、何かあればその折りにご連絡下さい。  
例会⇒ ★9月8日(水) ★10月13日(水) ★11月10日(水) ★12月8日(水) ★1月12日(水)
- ◆ 次の会報発行は1月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。  
(×切り12月20日、1200字程度)